

令和6年8月23日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

世界的なポリオ根絶に向けた、不必要なポリオウイルスの廃棄について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知2件に関し、日本医師会より案内がありましたので、情報提供いたします。

急性灰白髄炎（ポリオ）については、世界保健機関（WHO）において根絶に向けた最終的な取り組みが進められており、2026年までに全ての型のウイルスを封じ込めることを目標としています。

第24回世界ポリオ根絶認証委員会会合（別添：概要報告書）では、国際的な根絶状況を踏まえ、封じ込め対象について、これまで対象であった2型（野生株・Sabin 株）に加え、2019年に根絶が認証された3型の野生株、流行国を除く全ての国においては、1型の野生株も対象とする方針が示されました。

本件は、これを踏まえ、医療機関及び研究機関等に対し、今後の廃棄に係る対応について、周知及び協力要請をお願いするもので、概要は下記のとおりです。

なお、2型（野生株・Sabin 株）についてはこの度、廃棄対象の定義が変更され、厚生労働省健康局結核感染症課長通知（平成27年12月11日付け健感発1211第1号）は廃止されたとのことです。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○感染性のある1型、2型及び3型野生株ポリオウイルス及び変異型ワクチン由来ポリオウイルスを含む材料（各通知の別紙に掲げられているもの）については、速やかに廃棄すること。

➤ 廃棄の方法については、エンテロウイルス属ポリオウイルスとして、感染症法に規定する四種病原体等であることから、感染症法施行規則第31条の34第3項に規定する方法で滅菌の上、廃棄すること。感染性のある2型ワクチン株ポリオウイルスを含む材料（2型に係る通知の別紙の2に掲げられているもの）についても、同様の方法で廃棄することが望ましい。

○各通知の別紙に掲げられているものを継続して保有する必要があると考える場合は、令和6年12月末までに、その施設等の責任者から、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課病原体等管理対策係（TEL:03-3595-3097、Mail:polio.nac@mhlw.go.jp）まで連絡すること。

●参考（日本医師会ホームページ）

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_917.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

【担当】

大阪府医師会

地域医療1課（TEL:06-6763-7012）